

[別紙1]

犯罪被害者等見舞金給付補助金の事務手続きについて

1. 事業完了

2. 交付申請書兼実績報告書提出（当該年度の3月10日まで）

3. 交付決定兼交付額確定通知書到着
（交付申請及び実績報告から20日以内）

○交付申請兼実績報告書は、下記提出先に郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

実績報告書受理後、県で審査を行い、補助金額を確定した後、補助金をお支払いします。

資料提出・問い合わせ先

生活環境部・くらしの安心推進課

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

0857 - 26 - 7183 kurashi@pref.tottori.lg.jp